

(一社)長崎県水泳連盟功労者表彰規程

目 的

第1条 この規則は、地域水泳の普及、発展に貢献した個人の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

表彰の審査

第2条 (一社)長崎県水泳連盟（以下連盟という）総務委員会で審査し常任理事会で決定する。

表彰の時期

第3条 表彰は毎年12月に開催される理事会において行う。

推薦の手続き

第4条 推薦については、別に定める様式により、連盟・各都市水泳連盟（協会）が推薦し、毎年9月末日までに連盟に提出しなければならない。

表彰の方法

第5条 表彰は、表彰状と記念品を授与する。

委 任

第6条 この規程の施行について必要な事項は連盟が定める。

附則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

一部改定 平成13年4月1日

平成19年4月1日

平成22年4月1日

(一社)長崎県水泳連盟功労者表彰規程内規

- ア. 地域、職場またはクラブ等の団体で10年以上組織的、継続的に水泳の発展に貢献した者。
- イ. 国、県等の表彰規定に該当しない者とする。
- ウ. 単に団体の名目的役職にあたる者等を除く。
- エ. 年齢は50歳以上の者。
- オ. 被表彰者には文書をもって通知する。

(一社)長崎県水泳連盟功労者表彰推薦書

ふりがな 氏 名		生年月日 明・大・昭 年 月 日 歳
現住所		TEL
勤務先		〒 TEL
推 薦 理 由		
指 導 活 動 歴		
上記のとおり推薦します。 平成 年 月 日 長崎県水泳連盟 会長 緒方 信行 様 推 薦 団 体 名 代 表 者 名 印 推 薦 者 責 任 者 印		